

静岡社会健康医学大学院大学修学資金貸与規則をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県規則第10号

静岡社会健康医学大学院大学修学資金貸与規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地域において疾病の予防又は健康の増進の中核的な役割を担い、健康寿命の延伸に資する人材の確保を図るため、静岡社会健康医学大学院大学修学資金貸付金（以下「修学資金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

**第2条** 修学資金の貸与を受けることができる者は、静岡社会健康医学大学院大学（以下「大学院大学」という。）に在学する者であつて、県内において医療、保健又は福祉に関する業務（以下「医療等の業務」という。）に従事しようとするものとする。

(貸与の方法)

**第3条** 修学資金は、予算の範囲内において、4月から翌年3月までの期間について、月額50,000円を当該期間を2期に分けて貸与するものとする。

2 修学資金は、無利息とし、2年を超えては貸与を行わない。

(貸与の申請)

**第4条** 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 大学院大学の在学証明書又はこれに代わる書類
- (2) 大学院大学の学業成績証明書（大学院大学に在学している者に限る。）
- (3) 住民票の写し
- (4) 地域還元活動計画書（様式第2号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 前年度以前に修学資金の貸与を受けている者で当該修学資金の貸与を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(貸与の決定)

**第5条** 知事は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査して貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書の提出等)

**第6条** 前条の規定により修学資金の貸与の決定を受けた者は、連帯保証人を1人立て、誓約書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）又は修学資金の貸与を受けた者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、連帯保証人変更届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

ない。

(貸与契約の解除等)

**第7条** 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分の修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなすことができる。

(借用証書の提出)

**第8条** 修学生は、前条第1項の規定により修学資金の貸与契約を解除されたとき、又は修学資金の貸与期間が満了したときは、直ちに借用証書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(返還債務の当然免除)

**第9条** 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。

- (1) 大学院大学の課程を修了した後、県内において、引き続き5年間医療等の業務に従事し、かつ、当該医療等の業務に従事している期間中、毎年度、地域還元活動実施報告書(様式第6号)を別に定める期日までに知事に提出したとき。
- (2) 前号に規定する医療等の業務に従事している期間中に、医療等の業務上の理由により死亡し、又は医療等の業務に起因する心身の故障のため医療等の業務を継続することができなくなつたとき。

2 前項第1号に規定する医療等の業務に従事した期間を計算する場合には、月数によるものとし、医療等の業務に従事した日の属する月から医療等の業務に従事しなくなつた日の属する月までを算入するものとする。

3 第1項第1号の場合において、災害、疾病その他やむを得ない理由により医療等の業務に従事することができなかった期間は、引き続き医療等の業務に従事したものとみなす。ただし、その期間は、医療等の業務に従事した期間には算入しない。

(返還債務の裁量免除)

**第10条** 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務(履行期が到来していない部分に限る。)の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 県内において医療等の業務に従事した期間が2年以上であるとき。
- (2) 前条第1項第2号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は心身の故障により修学資金を返還するこ

とができなくなったとき。

2 前項第1号に規定する医療等の業務に従事した期間を計算する場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(返還債務の免除申請)

**第11条** 前2条の規定による修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書(様式第7号)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(返還)

**第12条** 修学資金は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間(次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間)内に月賦又は半年賦の均等払いで返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- (1) 第7条第1項の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 大学院大学の課程を修了後、別に定める期日までに県内において医療等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 第9条第1項第1号に規定する地域還元活動実施報告書を提出しなかったとき。
- (4) 県内において医療等の業務に従事しなくなったとき。
- (5) 第9条第1項第2号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は心身の故障により医療等の業務に従事できなくなったとき。

2 前項の規定により修学資金を返還しなければならない者は、その理由の生じた日(次条第1項の規定により返還債務の履行を猶予された場合にはその理由が継続する期間が終了した日、前条の規定による返還債務の免除の申請又は次条第3項の規定による返還債務の履行の猶予の申請をし、不承認の通知を受けた場合にはその通知を受けた日)から起算して15日以内に、返還明細書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(返還の猶予)

**第13条** 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第9条第1項第1号に規定する修学資金の返還債務の免除の要件を充足する過程にあるとき。
- (2) 転勤等により、修学資金の貸与を受けた者の意思によらず県外において医療等の業務に従事しているとき。
- (3) 第7条第1項の規定により修学資金の貸与契約を解除された後も引き続き大学院大学に在学しているとき。
- (4) 大学院大学の課程を修了した後、更に他の大学において修学しているとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると認められるとき。

2 前項の規定による修学資金の返還債務の履行の猶予の期間は、大学院大学の課程を修了した日の翌日から起算して10年を限度とする。

3 第1項の規定による修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書

(様式第9号)に同項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(延滞利息)

**第14条** 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、延滞金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞利息を納付しなければならない。

(届出)

**第15条** 修学生又は修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。住所(氏名)変更届(様式第10号)
  - (2) 休学し、復学し、又は退学したとき。休学(復学、退学)届(様式第11号)
  - (3) 停学又は退学の処分を受けたとき。停学(退学)処分届(様式第12号)
  - (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。修学資金辞退届(様式第13号)
  - (5) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。連帯保証人住所(氏名)変更届(様式第14号)
  - (6) 大学院大学の課程を修了したとき。修了届(様式第15号)
  - (7) 医療等の業務に従事したとき、又は医療等の業務に従事しなくなったとき。業務開始(廃止)届(様式第16号)
- 2 連帯保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、直ちに死亡(失踪)届(様式第17号)を知事に提出しなければならない。

(補則)

**第16条** この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定による貸与の申請は、この規則の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

修学資金貸与申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所  
氏 名  
電話番号

静岡社会健康医学大学院大学修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

入 学 年 月	年 月				
修了予定年月	年 月				
貸与を希望する理由					
貸与を受けようとする期間	年 月から 年 月まで				
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名	年 齢	職 業（勤務先又は学校名）	年 収（税込み）
			歳		円
他の修学資金 の受給・借受 け状況	修 学 資 金 名				月 額
					円

様式第2号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

地 域 還 元 活 動 計 画 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所  
氏 名

修了後の業務従事 （予定）先の名称		
業務従事先の所在地		
活動計画の概要（資料があれば添付してください。）		
時 期	実 施 場 所	活 動 内 容
1年目 （ 年度）		
2年目 （ 年度）		
3年目 （ 年度）		
4年目 （ 年度）		
5年目 （ 年度）		

様式第3号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

誓 約 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

私は、修学資金の貸与を受けるについては、静岡社会健康医学大学院大学修学資金貸与規則の規定に従うことを誓います。

なお、修学資金の返還債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

決定番号

住 所

氏 名

㊞

私は、修学資金については、返還債務を本人と連帯して負担します。

住 所

連帯保証人 氏 名

本人との続柄（関係）

電話番号

㊞

（注） 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

様式第4号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり連帯保証人を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		
本人との続柄（関係）		
電 話 番 号		

2 変更理由

連 帯 保 証 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

私は、静岡社会健康医学大学院大学修学資金については、返還債務を本人と連帯して負担します。

住 所  
連帯保証人  
氏 名 ⑩

（注） 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。



様式第5号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

借 用 証 書

借用金額 金  円

ただし、 年 月 から 年 月までの 月分の修学資金

私は、修学生として上記金額を借用しました。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号

住 所

氏 名

Ⓜ

様式第6号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

地 域 還 元 活 動 実 施 報 告 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所  
氏 名  
電話番号

業務従事先の名称		
業務従事先の所在地		
活動実施の概要（資料があれば添付してください。）		
年 月 日	実施場所	活 動 内 容

様式第7号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

静岡社会健康医学大学院大学修学資金の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた金額	円
返 還 済 額	円
未 返 還 額	円
免 除 申 請 額	円
免 除 申 請 の 理 由	
業 務 従 事 先 の 名 称 ・ 所 在 地	業 務 従 事 期 間
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
返 還 猶 予 の 理 由	返 還 猶 予 期 間
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで

様式第8号（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

返 還 明 細 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

住 所  
連帯保証人 氏 名  
電話番号

貸与を受けた静岡社会健康医学大学院大学修学資金を次の計画に基づき返還します。

貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで		
返 還 総 額	円		
返還理由発生年月	年 月	返還理由	
返 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
返 還 方 法	種 別	賦	
	返 還 予 定 日	月 日	
	1 回 の 返 還 金 額	円	

様式第9号（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

静岡社会健康医学大学院大学修学資金の返還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
返 還 総 額	円
未 返 還 額	円
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
猶 予 申 請 の 理 由	

様式第10号（第15条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

住 所 （ 氏 名 ） 変 更 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり住所（氏名）を変更したので、届け出ます。

- 1 住所（氏名）  
変 更 前  
変 更 後
- 2 理 由
- 3 変更年月日 年 月 日

（注） 事実を証明する書類を添付すること。

様式第11号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

休学（復学、退学）届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり休学（復学、退学）したので、届け出ます。

- 1 休学期間 年 月 日から 年 月 日まで  
復学年月日 年 月 日  
退学年月日 年 月 日

2 理 由

上記のとおり休学（復学、退学）したことを証明します。

年 月 日

静岡社会健康医学大学院大学 学長 氏 名 ⑩

様式第12号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

停 学 （ 退 学 ） 処 分 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日に停学（退学）の処分を受けたので、届け出ます。

上記のとおり停学（退学）の処分をしたことを証明します。

年 月 日

静岡社会健康医学大学院大学 学長 氏 名 印



様式第13号（第15条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

修 学 資 金 辞 退 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり修学資金の貸与を受けることを辞退するので、届け出ます。

1 辞退年月 年 月

2 理 由

様式第14号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

連帯保証人住所（氏名）変更届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり連帯保証人の住所（氏名）について変更があったので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		

2 変更年月日 年 月 日

(注) 事実を証明する書類を添付すること。

様式第15号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

修 了 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日に静岡社会健康医学大学院大学の課程を修了したので、届け出ます。

上記のとおり修了したことを証明します。

年 月 日

静岡社会健康医学大学院大学 学長 氏 名 ⑩

様式第16号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

業 務 開 始 （ 廃 止 ） 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり医療等の業務に従事した（従事しなくなった）ので、届け出ます。

1 業務開始（廃止）年月日 年 月 日

2 業務従事先の名称及び所在地

（注） 事実を証明する書類を添付すること。

様式第17号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

死 亡 （ 失 踪 ） 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

連帯保証人 氏 名

電話番号

次のとおり静岡社会健康医学大学院大学修学資金の貸与を受けている（受けた）者が死亡（失踪）したので、届け出ます。

1 死亡（失踪）した者

住 所

氏 名

2 死亡（失踪宣告）年月日 年 月 日

（注） 事実を証明する書類を添付すること。